

調達業務支援とは？

① 目的：業務効率化

インターネットによる通信販売の仕組みを活用し、事務用品の調達業務全般を一括して民間に委託することにより、事務負担の軽減及び効率化を図ることができるか、試行します。

② 対象：事務用品の一部

文具（封筒、のり・テープ、印鑑・朱肉、白板マーカー、ボールペン、付箋）、事務機器（テプラ、トナー、インク、感光体ユニット、電池）、ファイル類（紙ファイル、パイプファイル、クリヤホルダー）から試行を開始します。令和6年10月頃、官民双方に本試行に関するアンケートを実施し、要望に応じ拡大・縮小します。また、対象品目以外については、従来どおり調達します。

③ 試行期間：令和6年2月～令和7年3月（予定）

調達業務支援の導入で何が変わる？

① 官民相互のビジネスコストを低減

従前の（単価）契約等にかかる官民の事務手続（見積作成、入札手続、納品等）が不要になります。

② 我が国の方針を踏まえたビジネススキームへの業務変革

防衛力整備計画（Ⅵ 防衛力を支える要素 3 地域コミュニティとの連携）に基づき地元経済に寄与するため、各部隊等の近傍の中小企業との連携（販売委託契約）を条件とした運営体制を構築します。

これにより、官による不定期かつ大量納品を前提とした調達環境（価格設定・納期等）から、企業同士の連携に基づく中小企業者にも配慮した柔軟な調達環境に移行します。

【お問い合わせ先】 舞鶴地方総監部経理部契約課 代表0773-62-2250（内線2253）